

報告第 29 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 29 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 4 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 12 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第20号

平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について

平成29年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,493千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,473,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年 9 月 29 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,296,560	12,093	1,308,653
	3 県委託金	38,163	12,093	50,256
18 繰入金		536,110	400	536,510
	2 基金繰入金	524,152	400	524,552
歳	入	合	計	
		10,460,586	12,493	10,473,079

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,349,932	12,493	1,362,425
	5 選挙費	13,819	12,493	26,312
歳出合計		10,460,586	12,493	10,473,079